

## 使用済み自動車（ELV）リサイクルシステム ドイツ

法律	廃自動車政令 ( Ordinance on the Disposal of ELV's and the Adoption of Road Traffic Regulations ) ( 1998 年 4 月 ) 及び廃自動車の処理に関する自動車産業界の自主規制 ( 1998 年 4 月 )
対象製品	ELV
リサイクルシステム	<p>ドイツでは、関連業界の自主合意と廃自動車政令の組合せによる取組が実施されている</p> <p>&lt; 廃車政令：使用済み自動車リサイクルシステム・フロー &gt;                  最終所有者は、ELV を認定引取所または認定解体業者へ引渡し                  認定解体業者による適正な解体処理後、廃車体を ASR 処理業者へ引渡し                  ASR 業者により適正な処理を実施                  認定解体業者から、最終所有者へ解体証明書返却（認定引取所経由）                  最終所有者は、抹消登録手続を実施する</p> <div style="text-align: center;"> <pre>                     graph TD                         Owner[最終所有者] -- "廃車依頼 解体証明提出" --&gt; ScrapYard[認定引取所]                         ScrapYard -- "解体証明発行 解体証明返却" --&gt; Owner                         ScrapYard -- "廃車移管" --&gt; Dismantler[認定解体業者]                         Dismantler -- "解体証明返却" --&gt; ScrapYard                         Dismantler -- "廃車ガラ" --&gt; ASR[ASR 事業者]  ScrapYard -.-&gt; 認定  RepairAssoc[地域自動車 修理業組合]                         Dismantler -.-&gt; 認定  Appraiser[専門鑑定人]  Owner &lt;--&gt; 抹消登録  RegOffice[登録事務所]                         RegOffice -- "徴税停止" --&gt; TaxOffice[税務署]  Manufacturer[自動車製造業者 ・輸入業者] -- "ドイツ全土の ネットワーク化" --&gt; Dismantler                 </pre> </div> <p>費用：政令施行後（1998 年 4 月以降）に販売され、車齢 12 年以内の乗用車は製業者による無償回収。それ以外のものは有償回収。                  リサイクル目標値：2002 年の廃棄物量を最大 15%以下へ                  2015 年の廃棄物量を最大 5%以下へ</p>
リサイクルシステムの管理運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 連邦：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルシステム全体管理</li> <li>・リサイクル目標達成モニタリング</li> </ul> </li> <li>2. 州：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルにおける環境基準遵守状況の監督</li> <li>・不法投棄取り締まり</li> </ul> </li> <li>3. 市町村：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・抹消手続きの適正化</li> </ul> </li> <li>4. ARGE（生産者グループ：廃車作業部会）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業者全体でコーディネーション・グループ、ARGE（廃車作業部会）を結成し、自主規制を実施</li> </ul> </li> </ol> <p>&lt; 具体的対応 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車の引取とリサイクルのための全国的なインフラを構築</li> <li>・政令施行後（1998 年 4 月以降）に販売され、車齢 12 年以内の乗用車の無償引取の実施</li> <li>・環境と調和するオイル等の回収、解体、再利用、及び処分の実施</li> <li>・リサイクルできない廃棄物を、現在の 25%から、2002 年までに 15%以下に、2015 年までに 5%以下に減少させる（重量ベース）</li> </ul> <p>* ARGE 主導のリサイクル・適正処理の実施状況については、ドイツ自動車産業連盟の調整機関が監視、審査し、2 年毎に環境省、経済省に報告する</p>

生産者の役割	回収への関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>ただし、全国的な回収インフラを構築する</li> </ul>
	リサイクルへの関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>ただし、 <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的にリサイクルのための施設を整備</li> <li>コーディネーショングループ (ARGE - Altauoto) を設置</li> <li>環境と調和するオイル等の回収、解体、再利用、及び処分を保証</li> <li>廃棄物を現在の 25% から、2002 年までに 15% 以下へ、2015 年までに 5% 以下に減少させる (重量ベース)</li> </ul> </li> </ul>
	費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり： <ul style="list-style-type: none"> <li>政令施行後 (1998 年 4 月以降) に販売され、車齢 12 年以内の乗用車は最終所有者より無償回収</li> <li>それ以外は有償回収</li> </ul> </li> </ul>
	製品設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車とその部品をリサイクルしやすい構造とするよう努める</li> </ul>
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル率達成度などの情報公開</li> </ul>
関係者の役割	認定引取所	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終所有者から引き取った廃車を認定登録された認定解体業者へ引き渡し</li> <li>最終所有者へ解体証明書を発行</li> <li>操業日誌の記録</li> <li>不透過性、耐酸性の敷地の整備</li> <li>油水分離器を通して排水処理を実施 (屋根がある場合は不要)</li> <li>液抜き、解体は行わない</li> </ul>
	認定解体業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定シュレッダー業者への車体スクラップ (廃車ガラ) の引き渡し</li> <li>解体証明書の返却</li> <li>操業日誌の記録 (ELV 取扱い場所の大きさと区分)</li> <li>不透過性、耐酸性の敷地の整備</li> <li>油水分離器を通して排水など適正な処理を行う</li> </ul>
	ASR 業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>車体スクラップを破砕、分別し再利用できないものを処分ないし、他の業者へ引渡</li> <li>操業日誌の記録</li> <li>環境を阻害しない材料の流れ (廃棄証明、輸送許可、引受証に示す出入りの量で表す流れ)</li> <li>トラブルの原因、解決方法、改善点などを記録</li> </ul>
	専門鑑定人・地域自動車修理組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 専門鑑定人 &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>廃車自動車政令に基づき、引取所、解体業者が政令の基準を満たしているか鑑定し、認定する</li> </ul> </li> <li>&lt; 地域自動車修理組合 &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>引取所が修理工場の場合に認定する</li> </ul> </li> </ul> <p>専門鑑定人とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業条例第 36 条で公的に任命</li> <li>ドイツ信任委員会の会員手続により確認される者</li> </ul>
	登録事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体証明書発行を条件に、抹消登録手続を実施</li> <li>一時使用停止車が 1 年を経過しても再登録の手続が行われないような不適正な行ためがあった場合は、市町村の関係部署と連携して対処する</li> </ul>
	消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 最終所有者 &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>認定引取所または認定解体業者への確実な引渡し</li> <li>解体証明書発行依頼、または、所在表明書の発行</li> <li>有償引取りの場合 (98 年 3 月以前販売、車齢 12 年超) の費用負担 (経済原理)</li> <li>受領した解体証明書を登録庁に提出、登録抹消手続を実施</li> </ul> </li> </ul>